

群馬県無電柱化推進計画2019の概要

P.01

群馬県無電柱化推進計画 2019

「魅力あふれる群馬」の実現を目指し、群馬県における道路の無電柱化を積極的に推進するため、2019年からの10年間で優先的に無電柱化する区間や整備目標を定めた計画

無電柱化の定義： 電線を地下に埋設する方法やその他の方法により、電柱又は電線(電柱によって支持されるものに限る)の道路上における設置を抑制することで、道路上の電柱又は電線を撤去すること。

計画対象路線

群馬県全域における国道、県道および市町村道(計画・事業中の新設道路も含む)

計画期間

2019年度(平成31年度)～2028年度(10年間)、概ね5年毎に見直しを実施

基本方針

P.24

防 災

緊急輸送道路ネットワークの信頼性向上と災害時の救助活動の円滑化

安全・円滑な交通確保

歩行者や車椅子、自転車の安全円滑な通行空間の確保

景観形成・観光振興

観光資源や歴史ある文化遺産と一体となった魅力ある景観づくり

整備方針

P.27

(方針1)道路管理者間および官民連携による無電柱化整備の推進

(方針2)電柱移設も含めた、様々な整備手法の組み合わせによる柔軟な無電柱化整備

(方針3)無電柱化の必要性に合わせた重点的な整備の推進

(方針4)同時整備等によるコスト縮減や工期短縮を図る事業の効率化

本計画の特徴

P.01

・「無電柱化の推進に関する法律」に基づき策定された群馬県初の無電柱化推進計画

・国道・県道・市町村道全ての県内道路を対象とした全国初の無電柱化推進計画

・電線管理者と強力に連携し、電柱移設も含めた柔軟な無電柱化整備方針

・今後10年間における優先的に整備する区間や整備目標を分野毎に定めた計画

(「防災」「安全・円滑な交通確保」「景観形成・観光振興」の3分野)

群馬県における無電柱化の現状

P.16

無電柱化率は県全体で約0.7%(もともと電柱・電線類のない区間を含む)に留まっており、無電柱化の整備延長で見ると全体の約0.3%(整備延長約98km)程度と、無電柱化は大きく立ち遅れている状況

無電柱化に関する群馬県の課題

P.18

(1)無電柱化整備における課題

- 無電柱化事業への沿道住民の理解
- 高い整備費用
- 地上機器設置場所に関する合意形成

(2)防災における課題

- 緊急輸送道路ネットワークの見直しに合わせた無電柱化の推進
- 交差点部を含めた無電柱化の連続性確保
- 新設道路における電柱の建柱対策

(3)安全・円滑な交通確保における課題

- 狹隘道路等における地上機器設置への対応

(4)景観形成・観光振興における課題

- 主要な観光地周辺(富岡製糸場等)における無電柱化の推進

防 災

緊急輸送道路ネットワークの信頼性向上と災害時の救助活動の円滑化

災害時における救助活動や復旧活動などを円滑に展開できるよう、緊急輸送道路の無電柱化を推進するものとし、特に防災ネットワークを構築する重要な第一次緊急輸送道路について優先的に無電柱化を推進

目指すべき将来像

災害時における道路ネットワークの信頼性向上を目的として、緊急輸送道路全線を無電柱化

今後10年における実施目標

防災ネットワークを構築する重要な第一次緊急輸送道路の無電柱化

- ▶ 第一次防災拠点44箇所への経路における無電柱化事業着手
- ▶ 地域高規格道路および主要都市間の幹線道路における無電柱化事業着手

安全・円滑な交通確保

歩行者や車椅子、自転車の安全円滑な通行空間の確保

バリアフリー重点整備地区および「都市計画区域マスタープラン」において中枢拠点および都市拠点等に位置づけられた地区的歩行者・車椅子・自転車の安全な通行確保が必要な路線の無電柱化を推進するものとし、バリアフリー重点整備地区内の特定道路について優先的に無電柱化を推進

目指すべき将来像

バリアフリー重点整備地区および中枢拠点や都市拠点等において安全な交通確保が必要な路線の無電柱化

今後10年における実施目標

重点整備地区内のバリアフリー特定道路の無電柱化

- ▶ バリアフリー特定道路における整備必要区間ににおける整備完了

景観形成・観光振興

観光資源や歴史ある文化遺産と一体となった魅力ある景観づくり

観光資源や歴史・文化遺産と一体となった良好な景観の形成、眺望の改善を目指し、主要な観光地の周辺路線の無電柱化を推進するものとし、特に重要な位置づけを持つ「世界文化遺産」「重要伝統的建造物群保存地区」「歴史的風致維持向上計画における重点区域」の周辺道路について優先的に無電柱化を推進

目指すべき将来像

群馬県における主要な観光地の周辺道路の無電柱化

今後10年における実施目標

重要な位置づけを持つ観光地の周辺道路

- ▶ 重要な位置づけを持つ観光地周辺の道路において県・市町村で対象とする路線の整備完了

無電柱化事業の促進

- 多様で柔軟な無電柱化手法による整備促進
- 事業手法の工夫や新たな手法の取り入れによる事業の効率化
- 電線共同溝整備における事業調整によるコスト縮減と工期短縮

電柱、電線の設置抑制、撤去

- 占用制限制度の適切な運用
- 交差点部における道路管理者、交通管理者、電線管理者との整備調整

占用企業者との埋設基準に関する取り決め

- 電線共同溝整備予定部分への上下水道等の占用調整による移設工事の削減

無電柱化の推進に向けた体制づくり

- 広報・啓発活動の実施
- 関係者間の連携の強化
- 技術力の向上
- 無電柱化の推進に向けたルール作り
- 必要に応じた補助制度等の検討